

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2021年6月4日提出
【ファンド名】	MAXIS JAPAN クオリティ150上場投信
【発行者名】	三菱UFJ国際投信株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 横川 直
【本店の所在の場所】	東京都千代田区有楽町一丁目12番1号
【事務連絡者氏名】	伊藤 晃
【連絡場所】	東京都千代田区有楽町一丁目12番1号
【電話番号】	03-6250-4740
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

MAXIS JAPAN クオリティ150 上場投信について、信託終了（繰上償還）の手続きを開始することを決定しましたので、金融商品取引法第24条の5 第4項および特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第2項第14号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

2【報告内容】

イ．当該発行者又は当該ファンド等の解散等の年月日

2021年10月12日（予定）

当該ファンドの信託終了（繰上償還）および付随する重大な約款変更に係る書面決議において、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって可決された場合、繰上償還を実施します。

ロ．当該解散等に係る決定に至った理由

本ETFは2016年3月16日に純資産11億4千万円で設定され、2016年3月22日に東京証券取引所に上場いたしました。設定来、本ETFの「運用の基本方針」に則り、対象インデックス（iSTOXX MUTB JAPAN クオリティ150 インデックス）の採用銘柄を投資対象として、本ETFの基準価額の変動率を対象インデックスの変動率に一致させることをめざして運用を行ってまいりましたが、純資産総額は減少傾向にあり、2021年4月末現在、6億7千万円となっています。また、受益権口数は2万口と、信託約款に規定する3万口を下回った状態にあります。

このような状況を受け、弊社では、本ETFの対象インデックスへの連動性を維持した運用の継続が困難な状況にあると考え、本ETFを繰上償還することが受益者にとって有利と判断し、信託約款の規定に基づき、信託終了（繰上償還）の手続きを行うこととしました。

ハ．法令に基づき当該解散等に係る決定に関する情報を当該発行者の発行する特定有価証券の保有者に対し提供している場合又は公衆の縦覧に供している場合には、その旨

当該ファンドの知っている受益者に対して、信託終了（繰上償還）に関する情報を記載した書面を交付します。

委託会社のホームページ（<https://www.am.mufg.jp/>）に信託終了（繰上償還）に関するお知らせを掲載します。